

## 工事品質評価型入札制度における品質評価点の評価項目新旧対照表

評価項目	評価内容	
	改正前	改正後
①工事成績の平均	過去3年度分の工事(前年度の3月31日までに完成した工事)の工事成績評定点の平均(小数第1位四捨五入)について、65点のとき評価点を0点とし、平均点±1点ごとに±5点とする。(工種ごとに集計) 最大加点：100点 最大減点：55点	同左
②直近の工事成績	過去1年度分の工事(前年度の3月31日までに完成した工事)1件ごとの工事成績評定点に応じて加減点(工種ごとに集計) ・75点を超える工事1件ごとに(工事成績評定点-75)×2点を加点 ・65点を下回る工事1件ごとに(65-工事成績評定点)×2点を減点	同左
③指名停止	前年度に受けた指名停止の期間1か月につき20点を減点(複数年度に渡る期間の指名停止の場合、それぞれの年度に受けた指名停止期間に応じて、対応する年度で減点を行う。この場合、4月1日をまたぐ1ヶ月分は、先の年度の減点分とする。)	同左
④ISO認証取得	前年度の3月31日時点での下記の認証取得者に加点 ・ISO9001認証取得・・・5点 ・ISO14001認証取得・・・5点	同左
⑤技術力	前年度3月31日時点での監理・主任技術者名簿に記載されている技術者1名ごとに、当該資格の種類及び級等に関係なく工種ごとに1点を加点する。(最大20点)なお、1人の技術者が土木一式工事と建築一式工事の両方の資格を持っている場合は、それぞれの工種で1点ずつ加点する。 ※ただし、工事成績の平均点が65点以下の場合は加点なし	同左
⑥地域貢献	前年度3月31日時点での市内本店営業年数に応じて、1年につき1点を加算(最大20点) ※ただし、工事成績の平均点が65点以下の場合は加点なし	同左
⑦その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繰り返し不正を行ったと認められる場合、20点の減点</li> <li>・不正行為を行ったと認められる案件において、信憑性の高い情報の提供者に10点の加点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)明石市の入札・契約における不正等に関する加減点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・繰り返し不正を行ったと認められる場合、20点の減点</li> <li>・不正行為を行ったと認められる案件において、信憑性の高い情報の提供者に10点の加点</li> </ul> </li> <li>(2)災害協力協定締結に関する加点 前年度3月31日時点において、下記の①又は②のいずれかに該当する者に5点の加点 ①明石市と災害時における応援等に関する協定を締結している者 ②明石市と災害時における応援等に関する協定を締結している団体に加入している者</li> <li>(3)暴力団追放への取組に関する加点 前年度3月31日時点において、兵庫県建設業暴力追放協議会に加入している者に5点の加点</li> </ul>